

# 第159回東京都自然環境保全審議会

## 速 記 録

2026年1月23日（金）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

○古館計画課長 それでは、皆様、大変お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから、第159回「東京都自然環境保全審議会」を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、本日は大変お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

事務局を務めさせていただきます、環境局自然環境部計画課長の古館でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はウェブでの開催となりますので、はじめに注意事項を申し上げます。都庁の通信環境の状況によっては、音声や映像が途切れる場合がございますので、あらかじめ御了承いただければと思います。

また、会議中のお願いでございますが、会議中は常にマイクをミュートの状態としていただき、通信状況の悪化を防止する観点から、カメラはオフの状態にしていいただければと思います。御発言になる場合は、Zoomの挙手機能を使用してお知らせください。会長が指名しましたら、カメラをオン、マイクのミュートを解除して御発言ください。何か不都合等ございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、環境局長の須藤より御挨拶を申し上げます。

○須藤局長 皆様、おはようございます。環境局長の須藤でございます。

本日は、大変お忙しい中、第159回「東京都自然環境保全審議会」に多くの委員の皆様にお出席を賜り、誠にありがとうございます。

東京都では、生物多様性を回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現に向けて、生物多様性地域戦略に基づくアクションプランを策定し、都庁自らが全庁を挙げて取り組むとともに、都民や企業など様々な主体と協働、連携しながら、多様な対策を着実に進めてまいりました。

昨年9月には、優先的に対策を講じるべき侵略的外来種を掲載いたしました「東京都外来種対策リスト2025」や、外来種対策の具体的な取組の留意点などを解説いたしました「東京都外来種対策行動の手引き」を作成、公表いたしました。また、都では、生物多様性の観点からも非常に重要な保全地域を2050年までに1,000ヘクタールまで拡大する目標を掲げており、新規の指定に向けて自然環境調査などを行ってきたところでございます。

本日の審議会におきましては、保全地域の新規指定、水資源の保全のための温泉動力の装置許可について御審議をいただきます。委員の皆様におかれましては、これまでの御経験などを踏まえて、幅広い視点から御意見を頂戴できればと考えております。

以上、甚だ簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○古舘計画課長 ありがとうございます。

須藤局長につきましては、公務の都合上、ここで退席させていただきます。

続きまして、会議の定足数について御報告させていただきます。委員及び臨時委員の総数43名のうち、現在34名の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、東京都自然環境保全審議会規則第5条第1項により、会議が成立しておりますことを御報告させていただきます。

また、本日の進行につきましては、次第の順に、まず諮問第500号の温泉動力の装置について、その後、諮問第501号及び第502号の保全地域の指定について御審議いただくという流れで進めさせていただきます。会議の所要時間はおおむね1時間30分を見込んでおります。御意見、御質問の状況によりましては、時間が前後する可能性もございますので御了承ください。

また本日は、傍聴の申込みはございませんでしたので、御報告させていただきます。

それでは、ここからの議事進行は石井会長にお願いいたたく存じます。石井会長、どうぞよろしくお願いたします。

○石井会長 皆さん、おはようございます。会長を務めております石井です。今日はオンラインで参加していますので、その点も御理解ください。

早速、第159回「東京都自然環境保全審議会」の審議を始めたいと思います。

最初に、委員の皆様へのお願いとなりますが、本審議会は、都における自然の保護と回復に関する重要な事項を調査審議することを目的として設置されていますので、本日の審議に当たりましても、自然の保護と回復を図るという観点から御審議をいただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

では、事務局から資料の確認をお願いします。

○古舘計画課長 承知いたしました。

本日の配付資料でございますが、現在、画面に投影させていただいております資料のとおりとなります。

資料1～3につきましては、審議会委員名簿、審議会規則、条例に関する一部抜粋でございます。

資料4-1、4-2につきましては、諮問第500号に係る資料でございます。また、参考資

料として東京都における温泉の審査基準に関する資料、参考資料1、2、3を添付させていただいております。

続きまして、資料5-1～6-2までにつきまして、諮問第501号、諮問第502号に係る保全地域の指定に係る資料を配付させていただいております。

お手元に過不足等はありませんでしょうか。御確認をお願いいたします。不足がある場合につきましては、お手数ですが、事務局まで御連絡をお願いいたします。

資料の説明は以上となります。

○石井会長 ありがとうございます。

それでは、「諮問第500号 渋谷区笹塚一丁目の温泉動力の装置について」の審議に入ります。事務局からの説明の後、温泉部会長である窪田委員から御報告をお願いしたいと思います。では、まず事務局から説明をお願いします。

○大久保水環境課長 自然環境部水環境課長の久保でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、諮問案件の御説明をさせていただきます。

今回の諮問案件は、動力の申請が1件でございます。御説明の流れとしましては、まず事務局より、お手元の資料4-1を御説明させていただきます。その後、窪田温泉部会長より、資料4-2の許可基準の適合状況及び温泉部会における審議内容と主な意見について御説明をいただきます。

それでは、「諮問第500号 渋谷区笹塚一丁目の温泉動力の装置について」、御説明いたします。資料4-1を御覧ください。

申請者は櫻護謨株式会社、目的は温浴施設へ供給すること、申請地は渋谷区笹塚地内でございます。

当温泉の掘削につきましては、令和6年1月11日付で許可され、工事は令和7年8月22日に完了しております。

温泉井戸の現況としましては、深さ1,207メートル、泉温は30.3度、泉質名はナトリウム塩化物・炭酸水素塩温泉です。

申請する動力は、出力3.7キロワット、吐出口断面積は13.58平方センチメートル、吐出量は毎分100リットルです。

揚湯量は日量38.14立方メートルを予定しております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者所有の土地です。

周辺の概況としては、京王線笹塚駅から東に約200メートルでして、周辺は住宅街や商業施設等が立地してございます。

周辺1,000メートル以内の状況につきましては、資料2ページ目の図2を御覧ください。本申請地点を★、半径1,000メートルの範囲を赤の円で示しております。半径1,000メートルの範囲内において既存源泉は2か所存在しており、それぞれ申請地より北に約250メートル、西に約925メートルの位置にございます。

水道水源井戸等の配慮を要する井戸はございません。

湧水は1か所ございます。

本申請の概要は以上でございます。

今回御審議いただく1件の諮問案件について御説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○石井会長 ありがとうございます。

それでは、審議結果について、窪田温泉部会長から御報告をお願いします。

○窪田委員 温泉部会長の窪田です。

それでは、これから審議結果について御報告させていただきます。

これから御説明します諮問第500号については、令和7年12月19日の第2回温泉部会において審議を行いました。私からは、資料4-2の許可基準の適合状況及び温泉部会における審議内容と主な意見について御説明いたします。

先に、参考資料1～3に基づき、温泉法の許可基準について御説明いたします。

温泉法は、貴重な資源である温泉の保護を図ることを目的としております。このため、温泉掘削等の許可に当たっては、高度な専門的知識を要するものであるため、審議会等の意見を聞くこととしております。

温泉法の許可基準としましては、温泉の湧出量、温度または成分に影響を及ぼすと認めるとき、掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準に適合しないもの、公益を害するおそれがあると認められるときのほかは許可を与えなければならないとなっております。

東京都では、このうち、温泉の湧出量、温度または成分に影響を及ぼさないこと、公益を害するおそれがないことの2つの許可基準について審査基準を2つ設けています。

1つ目の審査基準について、参考資料1を御覧ください。当基準は、島嶼部と山間部を除く地域において、掘削深度に応じた制限距離以上を既存源泉から取ることとしております。

2つ目の審査基準について、参考資料2を御覧ください。当基準は、島嶼部と山間部を除く地域において、吐出口断面積及び1日の揚湯量の上限を定めています。23区の低地部においては、吐出口断面積を6平方センチメートル以下及び1日の揚湯量を50立方メートル以下としており、その他の地域においては、吐出口断面積を21平方センチメートル以下及び1日の揚湯量を150立方メートル以下としております。

また、審査基準とは別に指導基準を設けております。参考資料3を御覧ください。これは温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて、当審議会の温泉部会で取り決めたものです。申請地の周囲1,000メートル以内に水道水源井戸や区市町村が配慮を要している湧水があるかどうかを調査し、温泉掘削や揚湯による影響のおそれがあるかを検討するという内容であります。

それでは、「諮問第500号 渋谷区笹塚一丁目の温泉動力の装置について」、御説明したいと思しますので、資料4-2を御覧ください。

まず、1、許可基準の適合状況について御説明いたします。(1)の温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用についてです。当該温泉の深度は1,207メートルのため、制限距離は1,000メートルになりますが、周囲1,000メートルの範囲内には2か所の既存源泉が存在します。この場合、制限距離内の揚湯量の合計が審査基準に制定された量以下である必要がありますが、本申請については、地域一帯で日量150立方メートルに収まるよう、事業者間で協議済みであり、よって基準に適合しております。

(2)の温泉動力の装置の許可に係る審査基準につきましては、動力の吐出口断面積、揚湯量ともに基準に適合していることを確認いたしました。

(3)の温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについては、当該申請地の周囲1,000メートル以内に配慮を要する井戸はありません。また、湧水につきましては、半径1,000メートル以内に存在いたしますが、地域の環境保全のため重要な役割を持つ湧水として区による指定等は受けておりません。

以上から、本申請の内容は、基準に適合していることを確認いたしました。

2、温泉部会における審議内容につきましては、委員からの主な意見として、申請者の敷地内に温泉井戸とは別に浅い井戸があったことから、深度の浅い井戸への影響を把握するために、敷地内の既設井戸の状況、例えば、揚水の有無や水位等につきましてモニタリングすることが望ましいといった意見がございました。なお、意見につきましては事業者も承知しております。

以上のことから、温泉部会では、渋谷区笹塚一丁目における温泉動力の装置について、許可相当と判断いたしました。

私からの報告は以上とさせていただきます。

○石井会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明、窪田温泉部会長からの報告を踏まえて審議をお願いいたします。御意見や御質問については幾つかお伺いして、事務局にまとめて回答していただくという形にさせていただきたいと思います。

では、御質問、御意見がありましたら、Zoomの機能で挙手をお願いします。

それでは、田中委員、お願いします。

○田中委員 2点お伺いしたいのですけれども、1点目は地盤沈下防止対策についてなのですが、半径1,000メートル以内に既存温泉が2か所あるということで、事業者間で協議が済んでいるということなのですけれども、日量150立方メートルに収まるという担保はどういうことになるのかについてお伺いしたいと思います。

もう一点は、温泉部会で審議された中に、浅い井戸への影響を把握するためにモニタリングをすることになっていますけれども、これをもうちょっと詳しく御説明をいただければありがたいと思っております。

以上2点です。

○石井会長 では、事務局からお答えをお願いします。

○大久保水環境課長 事務局でございます。御質問ありがとうございます。

まず1点目の既存温泉2か所合わせて150立方メートルという揚湯量をどのように担保するかという御質問でございますが、揚湯量につきましては、基本的に事業者のほうで日量で把握していただいたものを年に1回、都に揚湯量報告という形で出させていただいております。事務局でそちらを確認しまして、それぞれの協議が調った揚湯量になっているかということを確認してございます。

また、浅い井戸への影響把握のためのモニタリングに関してでございますが、こちらは、今回の申請者の方が掘られる井戸のすぐそばに浅い水井戸がございまして、そちらと今回掘られる1,200メートルという深い井戸との関連があるかどうかを含めましてモニタリングをしていただくことで、今後の温泉への影響を把握できるのではないかとということで部会の意見をいただいたと認識をしております。

○石井会長 以上でよろしいですか。

田中委員、いかがでしょうか。

○田中委員 モニタリングのほうは分かりました。

ただ、日量150立方メートルに収まるように協議することについては、営業を始めた段階でそれがどう日々担保できるのかというところについては、きちんと分かるような報告をしっかりとってもらわなければならないと思います。地盤沈下の心配はまだまだ大きいと思いますので、その辺はしっかりとやっていただきたいということを要望しておきます。

○石井会長 事務局からは特によろしいですか。

○大久保水環境課長 御意見ありがとうございます。

私どものほうでしっかり日量が担保できるように指導等を行ってまいりますので、よろしくお願いたします。

○石井会長 そのほか、御質問、御意見はいかがでしょう。

特にないようでしたら採決に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、ここで皆様にお諮りしたいと思います。異議のある方はミュートの解除の準備をお願いします。「諮問第500号 渋谷区笹塚一丁目の温泉動力の装置について」、これは許可相当であると認め、答申したいと存じますが、よろしいでしょうか。異議のある方は、異議ありの御発言をお願いしたいと思います。

特に、異議のある方はいらっしゃらないようですので、諮問第500号について、許可相当であると認め、答申いたします。事後の手續については、事務局のほうでよろしくお願いたします。

では、次の議事に移りたいと思います。

次の議題は、「第501号 町田市内の緑地に係る保全地域の指定及び保全計画の策定について（三輪）」、「第502号 町田市内の緑地に係る保全地域の指定及び保全計画の策定について（三輪沢山）」の2つになりますが、こちらについては2件を一括して審議を行います。事務局からの説明の後、部会にて審議いただいた内容について一ノ瀬計画部会長から御報告をお願いしたいと思います。まず、事務局から説明をお願いいたします。

○渡邊緑環境課長 承知いたしました。

皆さま、環境局自然環境部緑環境課長の渡邊です。本日はどうぞよろしくお願いたします。

まず、御説明に先立ちまして、保全地域の位置づけについて簡単に御説明させていただきます。東京都では、現在東京グリーンビズを推進してございまして、都の基本計画である2050

東京戦略においても、保全地域につきましては緑を守るための重要な取組として位置づけられてございます。

この計画の中では、保全地域の指定面積は現在合計で760ヘクタールを、冒頭の局長からもお話をさせていただきましたが、2050年までに1,000ヘクタールの指定に向けてあと240ヘクタール増やす目標を掲げて取組を進めてございます。

こうした背景の下、昨年度は10年ぶりとなる国立市の矢川おんだし里山保全地域の地域指定に関して、本審議会でお認めいただいたところでございます。今年度につきましては、町田市三輪地区内の2件について指定に関する御審議をお願いいたします。

なお、本区域でございますが、多摩丘陵の中央部に位置しまして、都内周辺自治体に加え、横浜、川崎などにつながる多摩丘陵の緑の連続性を確保する上でも非常に重要な区域となっております。

それでは、今回御審議いただく町田市内の緑地、三輪、三輪沢山の2区域における保全地域の指定、保全計画の策定について御説明させていただきます。既にスライドで御覧のとおり、主な要点を整理した資料の5-1及び、後ほど御説明させていただく資料6-1のスライドにて御説明させていただき、御審議をいただきたいと思っております。

まず、画面に出てございます町田三輪について御説明させていただきます。

保全地域につきましては、環境特性に応じて5つの種別がございまして、本区域は里山保全地域とし、名称は「町田三輪里山保全地域」としております。所在地は町田市の東部、三輪町の一部、指定面積は12万6,327平米を予定してございます。

指定予定地は小田急線鶴川駅からバスで約20～30分、神奈川県境に位置し、周辺には町田市の都市計画緑地「三輪の森」、横浜市「寺家のふるさと村」、「こどもの国」の緑地が広がりまして、周辺の緑地と一体となったエリアとなっております。

区域の大部分は民有地でございまして、地権者数は三十数名となっております。

資料の下の図は指定予定地を拡大したものでございます。⑥の区域の概要と併せて御覧いただければと思います。当区域は、多摩丘陵の中央部に位置しまして、樹林地と3つの谷戸等から構成されています。希少植物として、タマノカンアオイ、キンラン等が生育しておりまして、谷戸の水源湿地帯等にはイトトリゲモ、キクモ等の水生植物、またニホンアカガエル、ゲンジボタルなどの水生生物といった希少動植物が確認されてございます。特に南谷一帯は、希少種の確認数が多く、重要な生息地となっている状況でございます。

続いて、⑦の指定理由でございます。当区域は多様な自然環境を有し、希少な動植物が生

息する重要な地域でございます。周辺緑地と、後ほど御説明します三輪沢山との連続性を確保しながら、将来にわたってこうした里山環境を保全する必要があるため、今回保全地域として指定していきたいと考えてございます。

続きまして、2ページ目を御覧いただければと思います。自然の保護と回復のための方針です。全体の保全方針といたしましては、樹林地、水田、水路等の生物多様性を保全し、里山環境を保全していきたいと考えてございます。また、希少動植物をはじめとする在来の動植物の生息・生育環境の維持、回復に取り組みます。

次に、左下の環境区分の図を御覧ください。区域全体として樹林地があり、その中に3つの谷戸が存在する環境構造となっております。区域内には、黄土色の樹林地やピンク色の竹林といった樹林環境、オレンジ色の草地、緑色の畑地、青色の水田などの里山環境、ため池等を水域環境に区分し、それぞれ区分ごとの保全方針を右表のとおり定めてございます。

主な内容といたしまして、区域全体の共通事項では、樹林地、水田等を一体的に保全するとともに、キクモ、ニホンアカガエルなどの希少な動植物の生息・生育環境の保全と回復を図ります。また、当区域におきましては、オオフサモ、アライグマ、アメリカザリガニなど侵略的外来種が確認されている状況でございます。積極的な駆除と侵入防止に努めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、樹林環境につきましては、主体となるコナラ群落などの保全と回復、里山環境では、水田の継続的な維持管理を行いまして、地域の動植物の保全等につなげてまいります。また、一番下になりますが、水域環境では、谷戸周辺のため池や水路に見られるイトトリゲモなどの水草、ニホンアカガエルなどのカエル類、ホトケドジョウなどの魚類などの水域環境を適切に管理いたしまして、動植物の生息・生育環境の保全に取り組んでまいりたいと考えてございます。

なお、本区域につきましては、既に地権者等が適切な維持管理をしている部分がございます。樹林、里山環境の保全に当たっては、現状の管理方針を尊重しつつ、希少動植物の保全を考慮した方法による下層植生の下刈りや伐採等のルールづくりを地権者等の理解を得ながら検討してまいりたいと考えてございます。

次に、3ページ目の植生管理方針を御説明させていただきます。左下の図が現存の植生図です。凡例は御覧のとおりでございます。樹林地は主に緑色のコナラ群落で構成され、周辺にベージュ色の畑地、青色系の水田が分布してございます。

将来的な目標植生は現存植生と同一としてございます。右の表のとおり、植生ごとの管理

方針を整理いたしました。具体的には、1のシイ・カシの二次林、5のスギ・ヒノキ群落は基本的に手を加えず、遷移に委ねること。上から2番目のコナラ群落は、必要に応じて萌芽更新を実施することとしてございまして、こちらにつきましては、公有化と併せて計画的に進めていく必要があると考えてございます。

3のアズマネザサ、4のオギ群落、6の竹林は生育範囲の拡大抑制を図ること、7～9の畑地や水田、雑草群落等では、現状の耕作方法を尊重いたしまして、希少動植物の保全などに向けて農薬や下刈り等のルールづくりを検討したいと考えてございます。なお、水田につきましては、将来的に耕作しなくなった場合におきましても、これまでと同様に耕耘・水入れを行うことを考えてございます。

一番下の10の開放水域につきましては、水量の維持や下刈りの実施により、ゲンジボタルやホトケドジョウなどの希少な動植物の生息・生育環境を保全することを考えてございます。

次に、4ページの指定後の規制や活用等の方針です。自然の保護と回復のための規制に関する事項でございまして、保全地域の指定により、自然保護条例に基づいて、建築物の新築等の行為が制限されます。

2つ目の施設に関する事項ですが、維持管理や体験活動など、保全活動を実施するに当たり、必要に応じて休憩場所等の活動拠点施設の設置を可能とする旨を定めてございます。

3つ目になりますが、保全地域の活用その他運営に関する事項です。保全事業の推進に当たり、必要に応じて、地権者や自治体、ボランティアなどの関係機関で構成する協議の場を設けることを定めてございます。

続きまして、5ページの野生動植物の保護地区の指定についてでございます。本区域のうち、南谷の一部では、ニホンアカガエルなどの希少な湿地の生物を保護するため、条例に基づく保護地区を指定したいと考えてございます。具体的には、南谷は特に良好な湿地環境が保たれておりまして、絶滅危惧ⅠBであるイトトリゲモ、ⅠAであるミヅハコベ、ⅠBであるキクモの個体が多く確認されてございます。また、ⅠBのニホンアカガエルの産卵域としても重要な地区でございます。こうした保護を目的といたしまして、右側の緑色で示しました範囲を指定するもので、面積は約1ヘクタールとなっております。

参考までに、下のほうに表で整理させていただいていますが、八王子市東中野、凶師小野路など4地域で指定実績がございまして。

最後に、6ページ目の指定地域による希少動植物の生息状況でございます。本区域の調査結果は、植物相は109科469種が記録され、このうち注目種は下の表のとおりでございます。

絶滅危惧ⅠA類のヒメミズワラビ、絶滅危惧ⅠBのオオカナワラビやキクモが確認されています。

右側の②の動物相では、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類等が確認されておりまして、注目種は下表のとおりでございます。絶滅危惧ⅠB類では鳥類のミゾゴイ、両生類のニホンアカガエル、魚類のホトケドジョウ、絶滅危惧Ⅱ類では鳥類のオオタカ、両生類のニホンアマガエル、水生生物のヤマサナエ、貝類のマルタニシが確認されているという状況でございます。このように、本区域は生物多様性の観点からも重要な地域であることが確認されています。

続きまして、資料6-1の町田三輪沢山について御説明させていただきます。

保全地域の種別は里山保全地域、名称は「町田三輪沢山里山保全地域」でございます。所在地は、町田市の東部の三輪町の一部、指定面積は2万4518平米を予定してございます。

右上の位置図を御覧ください。指定予定地は小田急線鶴川駅からバスで20分程度、先ほど御説明しました町田三輪の北側に位置します。

下の図は、指定予定地の拡大図です。左側になりますが、⑥の区域の概要と一緒に御覧いただければ幸いです。当区域につきましては、多摩丘陵の中央部に位置しまして、鶴見川水系の流域に含まれます。樹林地や果樹園、畑地などによりモザイク状に構成されておりまして、地権者による維持管理が長年継続し、里山環境が良好に残存しているという状況でございます。

当区域におきましては、保全地域の名前の由来となりました沢山城跡が含まれ、当時からの空堀や土塁などの遺構が地形として残存し、動植物の重要な生息・生育環境として機能してございます。樹林地の林床ではタマノカンアオイ、キンランなど、林縁や農耕地周辺にはワレモコウやキツネノカミソリなどの植物が生育しているという状況でございます。

鳥類ではエナガに加え、林縁や農耕地に生息するモズ、オナガなど、昆虫類ではマユタテアカネなど、水辺を利用する種も確認されておりまして、隣接する沢谷戸自然公園や鶴見川等の周辺環境とのつながりが見られるという状況でございます。

続いて、⑦の指定理由です。当区域は年間を通じた適切な管理が継続されておりまして、多様な動植物が生息しているところでございます。また、先ほど説明した町田三輪や周辺緑地との連続性を確保する上で、こうした自然環境を継承し、かつて多摩丘陵に広く分布していた原風景も含めて確保することは、生物多様性の観点からも、保全の観点からも重要であるため、指定したいと考えてございます。

次に2ページ目を御覧ください。自然の保護と回復の方針でございます。全体の方針は先ほど説明した町田三輪と同様でございます。

次に、左下の環境区分の図を御覧ください。区域内は黄土色の樹林地やピンク色の竹林、緑色の畑地で構成されていまして、右表のとおり区分別の保全方針を定めてございます。主な内容となりますが、共通事項として樹林地、林縁、農耕地等を一体的に保全し、タマノカンアオイ、キンラン、シダなどの希少な動植物の生息・生育環境の保全と回復を図ってまいります。また、当区域には、セイタカアワダチソウやアライグマなどの外来種が確認されておりまして、こうした侵略的外来種の積極的な駆除と侵入防止に努めてまいります。

続いて樹林環境では、主体のコナラ群落などの保全と回復、里山環境として果樹園、畑地の継続的な維持管理を行いつつ、地域の希少動植物の保全等を図ってまいりたいと考えてございます。

なお、本区域におきましては、沢山城跡の空堀や土塁等の遺構の維持、里山環境の保全など、現状の管理方針を尊重しつつ、希少動植物の保全を考慮した方法による下層植生の下刈りや伐採等のルールづくりを地権者の理解を得ながら検討していきたいと考えてございます。

次に、3ページ目の植生と管理方針を説明します。左下の図が現存植生となります。凡例は御覧のとおりでございます。区域内には、主に濃い緑色のコナラ群落や黄土色系の果樹園や畑地で構成されているという状況でございます。将来的な目標植生は現存植生と同一でございます。右表のとおり植生ごとに管理方針を整理してございます。

1のシラカシ、2のスタジイ群落、7のスギ・ヒノキは基本的に植生の遷移に委ねること、3のケヤキ、4のエノキ群落、6のサクラなどの植林は現状のまま保全、主木である5のコナラは必要に応じて萌芽更新を実施してまいりたいと考えてございます。

8の竹林はパッチ状に残存しているものは伐採をいたしまして、コナラ林に移行しつつ、生育範囲が拡大しないように抑制するという形で考えてございます。また、10の果樹園、11の畑地につきましても、耕作を継続し、農耕地を餌場とする鳥類などの生息環境の保全につなげてまいりたいと考えてございます。

次に、指定後の規制・活用等の方針ですが、先ほど説明いたしました町田三輪と同様の内容であるため、説明は省略させていただければと存じます。

最後に、指定地域における希少動植物の生息状況になります。本区域の調査結果につきまして、左になりますが、植物相は113科459種が記録されているところでございます。注目種は下表のとおりでございます。絶滅危惧ⅠA類のクマガイソウ、絶滅危惧ⅠB類のアマク

サシダ、オオカナワラビ、絶滅危惧Ⅱ類のタマノカンアオイ、アスカイノデ、準絶滅危惧のキツネノカミソリ、エビネ、キンランなどが確認されているという状況でございます。

右側になりますが、②の動物相では、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類等が確認されておりまして、注目種は下表のとおりでございます。絶滅危惧ⅠA類では鳥類のサンショウクイ、爬虫類のニホンマムシ、絶滅危惧Ⅱ類では鳥類のツミ、センダイムシクイ、トラツグミ、爬虫類のヒガシニホントカゲ、シマヘビ、両生類のニホンアマガエル、昆虫類のミヤマアカネが確認されているという状況でございます。こういった調査結果から、本区域が生物多様性上、保全上重要な地域であることが確認されているという状況でございます。

説明は以上となりますが、指定に当たりましては、これまで地元の町田市とも連携しながら実施しておりまして、里山保全地域の種別、本保全計画等につきましては既に御了承いただいている状況でございます。また、本区域につきましては、町田市の都市づくりのマスタープランでも重要な自然的資源として、保全継承するところの地域に位置づけられてございまして、今後とも地元の町田市とも連携しながら保全に努めてまいりたいと考えてございます。

事務局からの説明は以上となります。

○石井会長 ありがとうございます。

次に、審議結果について、一ノ瀬計画部会長から御報告をお願いいたします。

○一ノ瀬委員 計画部会長の一ノ瀬です。審議結果について御報告させていただきます。

「諮問第501号 町田市内の緑地に係る保全地域の指定及び保全計画の策定について（三輪）」並びに「諮問第502号 町田市内の緑地に係る保全地域の指定及び保全計画の策定について（三輪沢山）」に係る計画部会での審議結果について御報告をいたします。

諮問内容の指定書及び指定計画（案）の概要については、先ほど緑環境課長より御説明がございましたので省略し、ここでは計画部会での審議経過等を御報告したいと思います。

本件については、令和7年12月4日に現地調査を行い、その後、本年1月8日に計画部会を開催し、指定並びに保全計画（案）の内容について審議をいたしました。

計画部会としては、諮問対象区域について、都が行った調査で明らかになった自然環境の現状、加えて部会による現地調査の結果を総合的に勘案し、両区域とも里山保全地域として指定することが適当と判断をいたしました。また、保全計画書の内容についても、妥当であるとの結論に至っております。

なお、審議や現地視察等の過程において、委員から次のような意見が寄せられました。両

区域に共通して、指定候補地は地権者や活動団体等による維持管理が適切に行われており、現在のノウハウを将来に継承するなど、中長期的な視点で効果的に維持管理を行っていくことが重要であるとの意見がありました。また、三輪地区のほうは、地元市の町田市だけでなく、隣接する横浜市寺家ふるさと村の田園環境と深く関わっているため、横浜市とも連携しながら維持管理を行っていくべき。三輪沢山地区のほうは、現在の歴史的な地形によって生物多様性の豊かな環境が確保されており、現状の丁寧な管理を今後も特に重視すべきなど、今後の維持管理に当たって事務局のほうへ助言を行ったところでございます。

以上が計画部会での審議結果の報告となります。よろしく願いいたします。

○石井会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明、一ノ瀬計画部会長からの報告を踏まえて審議をお願いいたします。御意見や御質問については幾つかお願いして、事務局にまとめて回答していただくという形にさせていただきたいと思えます。

では、御質問、御意見がありましたら、Zoomの機能で挙手をお願いします。いかがでしょうか。

保坂委員、お願いします。

○保坂委員 御説明、御報告ありがとうございます。

保全地域を町田市の2か所で指定していこうというのは大変。

○石井会長 保坂委員、ごめんなさい。声が途切れてしまったのですけれども。

○保坂委員 いかがでしょうか。

○石井会長 大丈夫です。

○保坂委員 2点ほど質問がございませう。

世田谷区でもこういった生態系上重要な、特に国分寺崖線など、樹林地、湧水がある場所を指定して、立入制限をして、近隣の自然の環境を継続したいという人たちが手入れをする、あるいは、パトロールというか状況を確認するということと一定の作業をしていただいて、年に1回か2回開放するという方式でやっているのですが、この2か所ともそういったいわゆる環境保全に資する市民活動というか、そういう人たちが活動されているのかどうか。活動されているとすると、そういう活動に対する東京都のほうからの助成なり支援はどういうふうになっているのかということが1点目の質問です。

2点目は敷地の説明をお聞きしますと、2か所とも農地が含まれていて、民有地はそれ以外にもあると思うのですが、相続等で持ち主が相続税のために売却しなければいけなくなっ

た等が都市農地では多数発生するわけですが、そういうときに、例えば東京都が最終的に買い取るようなスキームはあるのでしょうか。土地の形状を簡単に変えられない保全地域ですから、一般の流通網に乗りにくい土地かなと思うのですが、相続税を払う側にとってみると、そこで売らざるを得ないみたいなときには、一体どういうスキームを考えていらっしゃるのか。この2点をお願いします。

○石井会長 それでは、事務局から御回答をお願いします。

○渡邊緑環境課長 緑環境課長の渡邊です。

保坂委員、御意見、御質問ありがとうございます。

2点御質問いただいたところでございます。まず1点目の三輪と三輪沢山の今の市民活動の状況から御説明させていただければと思います。面積が大きい三輪のほうにつきましては、既に地元のボランティア団体が水田や農地で活動しているという状況でございます。こういった緑地については一定程度手を入れていかななくてはいけないと我々も考えてございまして、その中で、例えば都民に農業や水田などを体験いただいたり、下草刈りといったことを今後考えていかななくてはいけないかなと思っております。

その中で、ボランティア団体に対する支援につきましては、現状の保全地域でもやらせていただいている取組といたしまして、例えば道具代といったもので支援をさせていただいているところでございます。

もう一つの三輪沢山のほうは、地権者の方が懇切丁寧に日々維持管理をしているところでございます。こちらの中長期的な観点から言いますと、今後の方策といたしましてそういったことも今のうちから準備していかななくてはいけないかなというところでございます。もちろん、そのときに活動団体に入っていた際には、我々としては先ほど言ったような支援をしながら維持管理を手伝っていただくというふうに考えてございます。

2点目の質問ですが、保全地域の部分の相続等による買取りの関係でございます。保全地域制度につきましては、今回指定しますと一定程度の制限、例えば、建物を建てられないといったものが発生します。その代替措置としまして、保全地域につきましては、例えば、相続等によって地権者、土地の所有者から買取りをしてほしいという要望があった場合は、条例に基づき買い取るという規定になってございます。もちろん予算的な制約はありますが、タイミングに応じて、買い取ってほしいと言われたら東京都のほうで買い取るという状況でございます。

以上でございます。

○石井会長 保坂委員、よろしいですか。

○保坂委員 分かりました。ありがとうございました。2点目は安心しました。

1点目なのですが、町田市内の方々か、あるいはもう少し広い範囲なのか、中間支援組織というか、こういった里山を保持していこうという人たちを現場に送り込んでいったり、一定の作業をシェアしながらやれるような支援を世田谷区でもやっていますので、ぜひ東京都でもやっていただければと。

その際に、いわゆる道具代を出されているということで、そういったものを置いておく簡単な作業小屋みたいなものが逆に必要なかなとも思いますので、地権者の方が頑張られているということですが、その後のこともあるので、そういう中間支援の仕組みについて考えていただけたらということで、よく分かりました。ありがとうございました。

○石井会長 事務局のほうから補足等がありますか。

○渡邊緑環境課長 保坂委員、御助言ありがとうございます。

委員がおっしゃるように、中間支援組織という部分は特に重要なかと考えてございます。現状、全てではないのですが、保全地域も少しずつ中間支援組織に入っていただきながら、保全活動、維持管理を実施しているところでございます。

また、建物を建ててはいけないのですが、維持管理活動に必要な倉庫といった部分については認めているという状況でございますので、そちらもボランティア団体とか支援組織の御意見もいただきながら、適宜設置してまいりたいと考えてございます。ありがとうございます。

○石井会長 それでは、そのほかに御質問、御意見等がある方がいらっしゃったらお願いしたいのですが、特によろしいでしょうか。

それでは、そのほかは特に御質問、御意見のある方はいらっしゃらないようなので、採決に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、ここで皆様にお諮りしたいと思います。異議のある方はミュートの解除の準備をお願いします。「諮問第501号 町田市内の緑地に係る保全地域の指定及び保全計画の策定について（三輪）」、「諮問第502号 町田市内の緑地に係る保全地域の指定及び保全計画の策定について（三輪沢山）」については、適当であると認め、答申したいと存じますが、よろしいでしょうか。異議のある方は、異議ありの御発言をお願いしたいと思います。

それでは、特に発言がありませんでしたので、諮問第501号及び第502号については、適当と認め、答申といたします。事後の手續については、事務局でよろしく申し上げます。

それでは、以上で本日予定されていた全ての議事は終了しましたので、事務局に進行を戻したいと思いますが、特によろしいですか。

それでは、事務局のほうで後の進行をお願いします。

○古舘計画課長 事務局の古舘でございます。

石井会長、ありがとうございました。また、委員の皆様、本日は長時間の御審議をいただきましてありがとうございました。

本日御審議いただきました諮問500号については許可相当、501号、502号につきましては、適当であるとお認めいただきましたので、今後事務局において手続を進めさせていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、第159回「東京都自然環境保全審議会」を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。